

ディープテック・イノベーション拠点推進事業 事業概要説明資料

2025年6月

東京都

スタートアップ戦略推進本部

(事務局：デロイトトーマツリスクアドバイザー合同会社)

目次

1 事業概要・事業スキーム	P.3
事業概要・事業の背景・目的	P.4
事業スキーム・支援内容	P.5
2 事業全体スケジュール	P.6
3 補助対象となる施設	P.8
4 支援先拠点として備えるべき機能要件	P.11
5 補助対象経費・経費の取り扱いの留意点	P.13
補助対象経費一覧	P.14
補助対象となる経費のイメージ	P.15
補助対象として認められない経費の一例	P.21
6 応募から交付決定までの流れ	P.23
7 応募に必要な書類	P.25
応募に必要な書類	P.26
事業企画提案書の記載内容	P.27
お問い合わせ先	P.30

1 事業概要・事業スキーム

東京都では、民間事業者による、ディープテック・スタートアップをターゲットにしたイノベーション拠点形成に対する支援を令和7年度より開始します

事業概要・事業の背景・目的



事業概要

- 本事業では、高い技術力を有しグローバルマーケットを志向する、高成長型のディープテック・スタートアップをターゲットにしたイノベーション施設の形成に対してサポートを行う。



背景・目的

背景

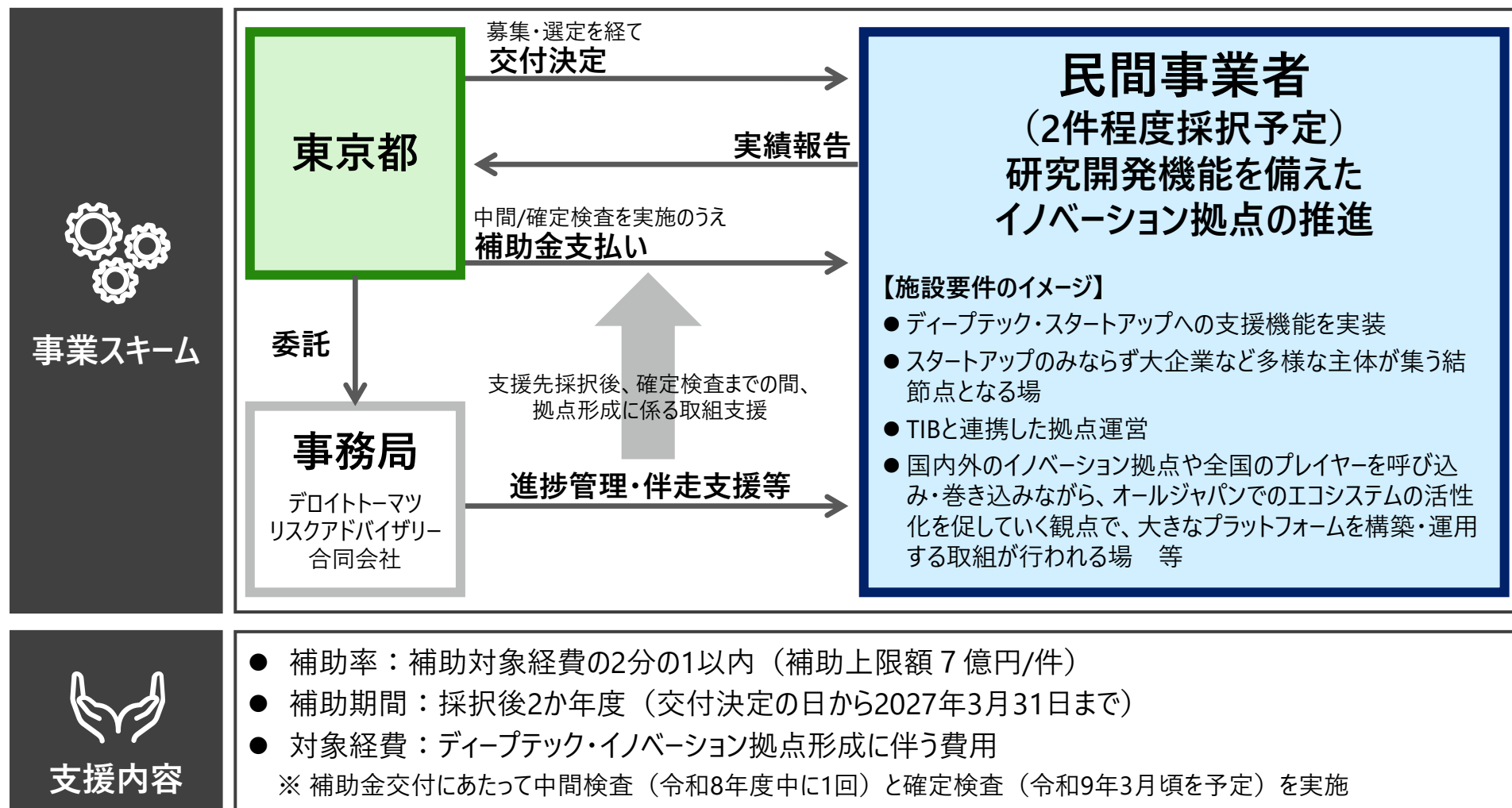
- 東京都では、有楽町のTokyo Innovation Base（以下、「TIB」）において、大企業や大学、VC、金融機関等、スタートアップ支援に熱量を有する様々なプレイヤーを広く“つなぐ（NODE）”というコンセプトのもと、スタートアップの成長を促す取組を展開している。
- その中で、グローバルをターゲットとするスタートアップ育成のさらなる取組強化に向けては、ライフサイエンスやロボティクスなど、科学的な発見や革新的な技術に基づいて、世界に大きな影響を与える可能性のある研究開発型（ディープテック）企業への期待が寄せられている。
- しかし、諸外国ではディープテック分野に関連する民間の特色あるイノベーション施設が増えている一方、日本では研究開発に焦点をあてた施設が十分に提供されている状況とは言い難く、スタートアップが研究開発場所の確保に苦慮するケースが見受けられる。

目的

- 上記背景を踏まえ、本事業では、ディープテック・スタートアップのニーズを捉えたラボや実証フィールドなどの研究開発環境の整備に向け、既存の類似施設にはないような強力な支援機能を有するイノベーション拠点（以下、「支援先拠点」）の形成に取り組む民間事業者を支援し、グローバルな活躍が期待されるディープテック・スタートアップの成長を後押しすることを目指す。

本事業では、民間事業者によるイノベーション施設等の整備に対し、採択後2か年に渡る支援を予定しています

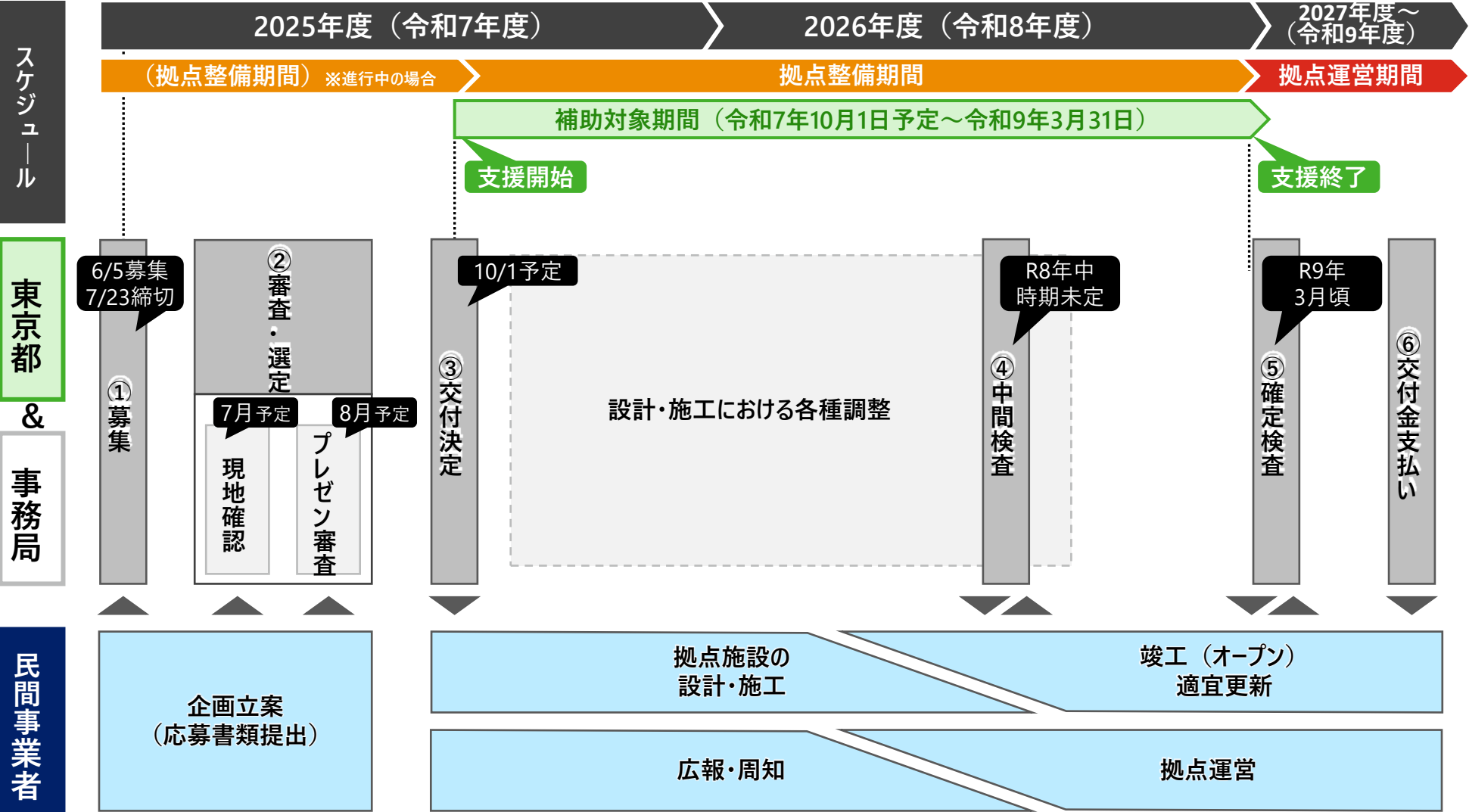
事業スキーム・支援内容



2 事業全体スケジュール

2か年の支援期間のうち、今年10月までに交付事業を決定し、来年度末までに施設整備を完了させるスケジュールでの支援を想定しています

事業全体スケジュール（予定）



3 補助対象となる施設

本事業申請要件については下記の通りとなっております

補助対象となる施設の要件（1/2）

整備する拠点の基本情報について

- (1) 整備する拠点は東京都内に所在する
- (2) 補助事業期間内に計画に係る拠点の整備が完了する
- (3) （応募時点で拠点未取得の場合）交付決定（令和7年10月1日(水)予定）までに拠点整備のための物件を確保できる計画である
- (4) 補助対象事業の実施に当たって必要な許認可を取得し、関係法令・条例・要項等を遵守する
- (5) ディープテック領域に特化したスタートアップへの支援機能・共創機能を具備した拠点である
- (6) 整備する拠点が、特定の法人・個人向けの施設ではなく、多様な主体にとってのオープンな機能（パブリック/セミパブリック/プライベートスペース等）を備えた拠点である
- (7) TIBと連携した拠点運営（連携イベント、相互送客、TIBと連動したプロモーション施策の実施 等）を行う
- (8) 国内外のイノベーション拠点や全国のプレイヤーを呼び込み・巻き込みながら、オールジャパンでのエコシステムの活性化を促していく観点で、大きなプラットフォームを構築・運用する取組を推進する
- (9) 補助事業期間の終了後も、継続して拠点が運営される計画である
- (10) 「本事業における支援先拠点として備えるべき機能要件」を理解し、本事業期間において実施および実施に向けた検討・準備を力強く推進できる

整備する拠点に係る工事計画について

- (11) 整備する拠点に係る工事計画を遂行する実施体制や実行能力（経理その他事務含む）等を有している
- (12) 事業計画に記載の工事は、工事場所及び工事内容が確定している
- (13) （賃借物件にて工事を行う場合）工事についての貸主の了承を得ている
- (14) 整備する拠点について、東京都及び事務局が現地調査を行うことを了承する
- (15) 都及び事務局の要請により、対象施設の消防用設備等点検結果報告書の写しの提出に応じることを了承する

本事業申請要件については下記の通りとなっております

補助対象となる施設の要件（2/2）

事業者の申請要件について

- | |
|--|
| (16) 申請事業者は、次のいずれかに該当する |
| <ul style="list-style-type: none">株式会社、持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）、監査法人、弁護士法人等のいわゆる士業に係る営利法人特定非営利活動法人、一般財団法人、学校法人、国立大学法人、公立大学法人、一般社団法人、公益社団法人、公益財団法人、地方独立行政法人、独立行政法人その他東京都が認める者 |
| (17) 本事業の遂行に必要な見識及び当事業全体の企画調整・進行管理能力並びに都、事務局との調整に必要なコミュニケーション能力を有している |
| (18) 申請事業者は、会社更生法又は民事再生法による申立て等、補助対象事業の継続性について不確実な状況が存在しない |
| (19) 法人事業税、法人住民税、法人税、消費税等を滞納していない |
| (20) （整備する拠点が賃借物件の場合）貸主に対する賃料・使用料等の債務の支払が滞っていない |
| (21) 申請事業者が、東京都の管理する施設等を賃借している場合、東京都に対する賃料・使用料等の債務の支払が滞っていない |
| (22) 国・都道府県・区市町村 等から補助を受け、不正等の事故を起こしていない |
| (23) 東京都から他の補助金の交付を受けていた場合、「実施結果状況報告書」「企業化状況報告書」等を所定の期日までに提出している |
| (24) 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、射幸的娯楽業等、その他、東京都が公的資金の補助先として、社会通念上適切ではないと判断されるものではない |
| (25) 「ディープテック・イノベーション拠点推進事業 募集要項」の記載内容を全て確認した |

4 支援先拠点として備えるべき機能要件

本事業では、下記のような機能要件を備えたイノベーション拠点形成に関するご提案を評価すべく、「支援先拠点として備えるべき機能要件」としています

本事業における支援先拠点として備えるべき機能要件

支援先として備えるべき機能要件	審査基準	
評価観点① 拠点ニーズへの対応 ディープテック・スタートアップの拠点に対する <u>支援ニーズを捉えた拠点機能の想定</u> であるか	①整備計画	ウェットラボや実証実験スペースのような、<u>ディープテック・スタートアップの研究開発等に資する高度な環境整備計画の具体性・妥当性</u>
	②支援計画	ディープテック・スタートアップ支援に向けた、<u>拠点としての達成目標の設定とその実現のための施設運営体制や企画の具体性・実現性</u>
評価観点② 次世代拠点としての付加価値機能 次世代拠点として既存拠点との差別化された <u>拠点機能の確保</u> が期待されるか	③新規性/希少性	他の拠点にはない、<u>自社ならではのリソースや業界知見、技術力を生かした特異な拠点整備企画</u>の有無
	④機能拡張性	補助期間・補助事業完了後における、拠点利用者のニーズに応じた<u>継続的な拠点機能拡充</u>の姿勢
評価観点③ 利便性と快適性を備えた拠点 利用者にとってオープンな拠点としての利用の <u>しやすさを担保するための配慮・工夫</u> が施されているか	⑤アクセス性	ディープテック・スタートアップやスタートアップ支援者が<u>拠点を利用しやすい立地特性や施設設置場所への考慮、利用促進</u>に向けた工夫内容
	⑥滞在快適性	研究開発場所、会議室、フリースペースといった、<u>ディープテック・スタートアップやスタートアップ支援者の多様な利用シーンを想定した空間設計</u>の工夫内容
評価観点④ 東京都施策事業とのシナジー 東京都が推進する <u>スタートアップ支援・オープンイノベーションの取組を加速させる内容</u> であるか	⑦目的理解	TIBをはじめとした<u>東京都が実施するスタートアップ支援事業や東京都が抱えるスタートアップ支援における課題への理解</u>
	⑧TIBとの連携	<u>TIBとの機能補完のイメージや連携企画イメージ</u>の具体性・実現性
評価観点⑤ 国内外他拠点間連携 国内外のイノベーション拠点や全国のプレイヤーを呼び込み・巻き込みながら、オールジャパンでの <u>エコシステムの活性化を促していく観点で、大きなプラットフォームを構築・運用する取組</u> が期待できる内容であるか	⑨他拠点連携	ディープテック・スタートアップのグローバルな成長を後押しするため、<u>国内外のイノベーション拠点や全国のプレイヤーを呼び込み・巻き込みながら、オールジャパンでのエコシステムの活性化を促していく観点で、大きなプラットフォームを構築・運用するイメージ</u>の具体性・実現性
	⑩結節点機能	<u>多様な主体の結節点としてディープテック・スタートアップの支援に資するプレイヤーが拠点に集えるような企画や施策の検討の有無</u>

5 補助対象経費・経費の取り扱いの留意点

本事業においては、拠点形成に向けて必要な経費の性質に応じ区分する形で、補助対象経費が定められています

補助対象経費一覧※1

経費区分（大項目）	経費区分（中項目）※1	
拠点整備に係る費用	①建設改修設計・工事・監理費 ※2	本誌 P.15 参照
	②機械装置・システム購入費	本誌 P.17 参照
	③什器備品費	本誌 P.18 参照
	④建物・施設取得費	本誌 P.15 参照
	⑤委託・外注費 ※2	本誌 P.19 参照
	⑥交通・連絡費	本誌 P.20 参照
	⑦専門家報酬	本誌 P.20 参照

※1 補助対象経費の金額について

補助対象経費の円滑な執行管理を期す観点より、10万円未満の費用項目については、原則補助対象経費としての計上からは除外する運用としてください。

※2 拠点施設の建築や設備の設計・デザインに係る委託・外注費の計上について

拠点施設の建築や設備の設計・デザインに係る外注費用については、①建設改修設計・工事・監理費に計上、イノベーション拠点施設としてのプラットフォーム機能形成を図るため、拠点運営準備における業務の一部を外部に委託する際の費用については、⑤委託・外注費に計上してください。

①建設・改修設計・工事・監理費については、本事業の評価観点となる機能要件に該当する費用について、注意事項を踏まえ、経費として計上をお願いいたします

補助対象となる経費のイメージ 1

①建設・改修設計・工事・監理費 / ④建物・施設取得費

※各費目の詳細（対象外等）については、別添_経費一覧を参照ください



工事費

設計・デザイン費

工事に係る設計・デザイン費用（外注費を含む）も計上可能です。

工事監理費

①建設・改修設計・工事・監理費

【経費例】

- 〈工事費〉イノベーション拠点の整備・改修工事に係る経費で補助事業実施のために直接必要なもの
- 〈設計・デザイン費〉拠点施設の建築や設備の設計・デザインに係る設計・デザイン費用（設計外注費については①に計上）
- 〈工事監理費〉イノベーション拠点の整備・改修工事に関して必要な施工監理費

※その他整備に必要な費用（基礎インフラの整備費用〈電気、水道、通信インフラ等〉）は別途計上してください

④建物・施設取得費

【経費例】

- イノベーション拠点整備のために建物を借りる際の賃借料
※不動産の購入及び土地の造成に係る経費は対象となりません。

①に関する注意事項

1. 原則 2 社以上からの見積を取得してください。ただし、応募事業者自らまたはグループ企業で当該経費による工事を手掛ける等、正当な理由がある場合は、その限りではありません。
2. 当該補助事業申請に際して提出した複数社の見積書のうち、最も安い価格の見積書の業者による工事が対象です。
3. 設計・工事・工事監理を行う業者が異なる場合、各項目ごとの価格が分かるように計上してください。
4. 事務局より見積先に対して、直接その内容を確認する場合があります。
5. イノベーション拠点運営にあたって必要な建物を賃借している場合は、工事について貸主の了承を受けていることが必要です。

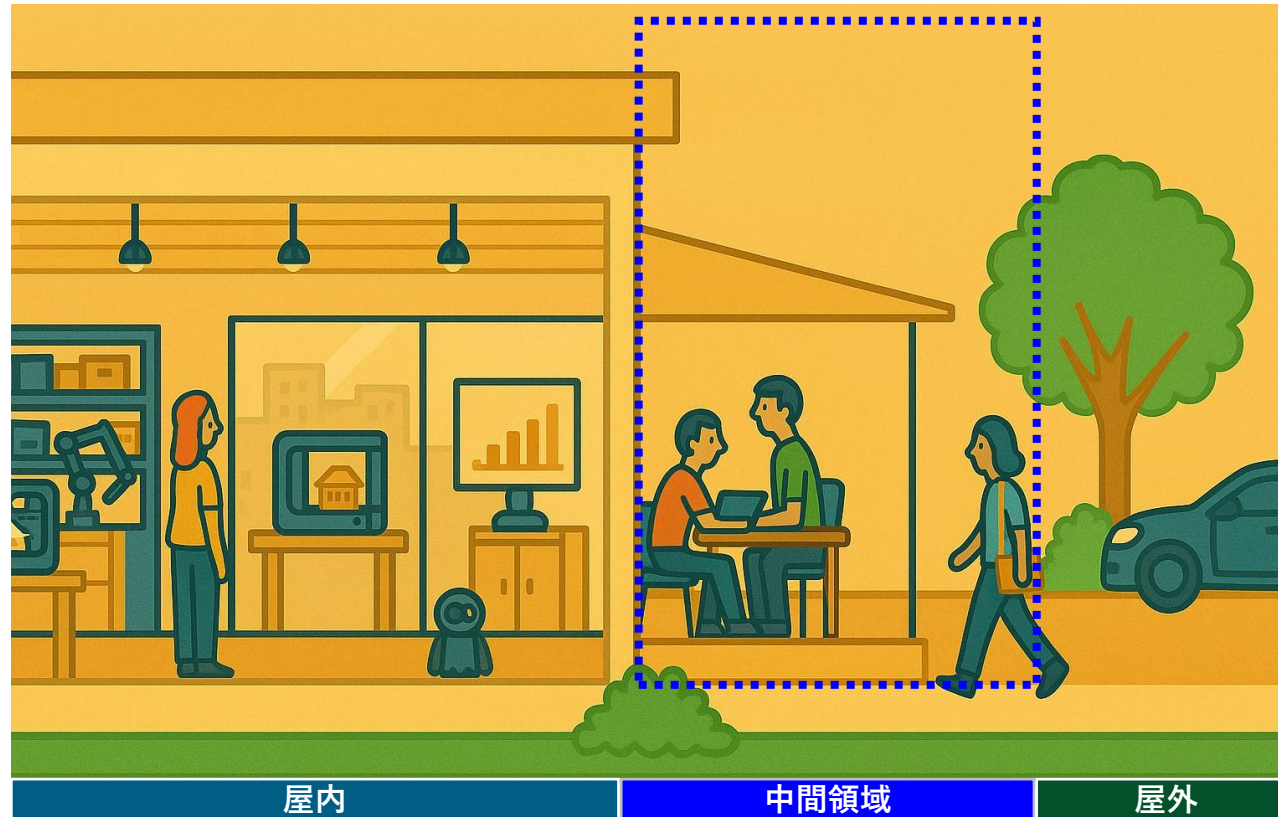
④に関する注意事項

1. 賃借料先払いの建物において、**2027年3月時支払の賃借料については、2027年4月分としての賃借料の支払になるため、補助対象期間外の経費**になることから補助対象外となります。
2. **拠点整備に当たって建物を借りるための賃借料等を想定した項目になります。**なお、不動産の購入及び造成費に係る経費は対象となりません。

①建設・改修設計・工事・監理費については、屋内外を緩やかにつなぐ中間～屋外領域の整備工事費及び什器備品費も、事業目的に合致するものは経費計上が可能です

補助対象となる経費のイメージ 2

①建設・改修設計・工事・監理費【補足：屋外施設等について】



①建設・改修設計・工事・監理費における屋外施設で経費の対象となるものの一例

【経費例】

○中間領域

- 屋外での作業や実験を可能にする屋内と緩やかにつながった空間の整備のために直接必要なもの（デッキ舗装やオーニング等の日よけ屋根）
- 芝生、植栽、歩行者空間といった、多様な主体に開かれたオープンな場としての拠点づくりのために施設に付帯して整備するもの
- その他屋外設備の整備費（基礎インフラの整備費用（電気、水道など））

○屋外領域

- 屋外の実証実験スペース等、イノベーション拠点施設の整備のために直接必要なもの
- 駐車場や施設までの歩行者アプローチといった、拠点づくりのために施設に付帯する必要がある基礎インフラ整備費
- その他屋外設備の整備費（基礎インフラの整備費用（電気、水道など））

中間領域の解説：

建築や都市デザインにおいて、パブリックスペース（公共空間）とプライベートスペース（私的空間）の間に位置する曖昧な領域で、この空間は、利用者に多様な行動の自由度を提供し、物理的にも心理的にも居心地の良さを生むため、拠点施設の空間的質を向上させる重要な要素と認識しています。

評価観点③利便性と快適性を備えた拠点

にも関連します

必要とされる高度な設備・機器の購入費・リース代・設置費用、ソフトウェアの購入費等は、 ②機械装置・システム購入費として計上が可能です

補助対象となる経費のイメージ 3

②機械装置・システム購入費

※各費目の詳細（対象外等）については、別添_経費一覧を参照ください



②機械装置・システム購入費

【経費例】

- ディープテック・スタートアップの支援ニーズに即したイノベーション拠点として必要とされる高度な設備・機器に関する設置・導入にかかる費用
- 上記にかかる保守・維持管理費用

【具体的設備・機器の購入費・リース代・設置費、ソフトウェアの購入費等のイメージ】

- ・ 研究機器、実験装置、製造機械等のイノベーション拠点施設として必要な設備・機器の購入費またはリース費用
- ・ 設備の設置に係る費用（設置工事費、配線工事費等）
- ・ 拠点運営に当たり必要とされるソフトウェアの購入費用（ライセンス費用含む）
- ・ イノベーション拠点の利用者管理や予約システムの導入費用

拠点に必要な事務用品やイベント運営時に必要となる備品も、③什器備品費として注意事項を踏まえ計上が可能です

補助対象となる経費のイメージ4

③什器備品費

※各費目の詳細（対象外等）については、別添_経費一覧を参照ください

③什器備品費

【経費例】

- イノベーション拠点整備に必要な事務用備品(PC・モニター・プリンター等のオフィス用品)やオフィス家具等の備品に係る経費
- イノベーション拠点におけるプラットフォーム機能形成に伴って必要とされる什器備品

【プラットフォーム機能形成に伴って必要とされる什器備品のイメージ】

- TIB等の他イノベーション拠点との連携イベントやプログラムの開催時に使用する、プロジェクター・マイクセット・スピーカー等の備品



③に関する注意事項

1. 補助対象経費の円滑な執行管理を期す観点より、取得価格が税抜き10万円未満の物品については、原則として補助対象経費としての計上からは除外する運用にしてください。
2. 応接セット、PC、音響機器や映像機器など複数のもので構成され、それらを同時購入する場合や、1種類の備品を複数同時購入する場合は、合計金額を「1点あたりの取得単価」とします。
3. 特注等の備品で市場価格に対して著しく高額な場合は、別途必要理由などの説明資料をご提出ください。

拠点の運営準備のために必要な経費や、事前広報のための広告費については、⑤委託・外注費として、注意事項を踏まえ計上が可能です

補助対象となる経費のイメージ5

⑤委託・外注費

※各費目の詳細（対象外等）については、別添_経費一覧を参照ください

⑤委託・外注費

【経費例】

- イノベーション拠点施設としてのプラットフォーム機能形成を図るため、拠点準備における業務の一部を外部に委託する際の費用

【拠点の運営準備における委託・外注費等のイメージ】

- ・ 拠点施設で開催するイベントの運営費用（講演会、ワークショップなど）、実施するアクセラプログラム等の運営費用
- ・ 整備後のイノベーション拠点の利用促進のための事前広報（広告掲載費用、宣伝等パンフレット・チラシ等の作成費用、ウェブサイトやSNS広告等の作成に要する費用）
- ・ その他、プラットフォーム機能形成に係る拠点運営に必要な管理運営委託

⑤に関する注意事項

1. 補助金を受ける者の直接雇用に係る職員等の直接人件費は含めることはできませんが、外注費として外部委託先等において発生する人件費は経費として計上することは可能です。
2. 委託・外注費が大半を占める場合は、別途必要理由などの説明資料をご提出ください。
3. 事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託する場合は、補助対象期間中の請負契約の締結が必要です。
4. 支援先拠点に関する広報が補助対象であり、補助事業者に関する会社のPRや拠点連携以外の広報が含まれる場合は、当該費用は補助対象外とします。



施設の整備・運営準備のための⑥交通連絡費、⑦専門家報酬なども、注意事項を踏まえ計上が可能です

補助対象となる経費のイメージ6

⑥交通・連絡費 / ⑦専門家報酬

※各費目の詳細（対象外等）については、別添_経費一覧を参照ください

⑥交通連絡費

【経費例】

- 支援先拠点の整備及びその後の運営に向けて、他イノベーション拠点への往訪に係る出張費、交通費

⑥に関する注意事項

1. 補助対象支給額については、実支払額と異なり、東京都の旅費規定に基づき算出された金額となる場合がありますので、ご了承ください。

⑦専門家報酬

【経費例】

- イノベーション拠点の整備及びその後の運営に向けて、外部専門家によるレビューを実施した際に支払われる経費（交通費・宿泊費含む）

⑦に関する注意事項

1. 報酬金額については、著しく高額な場合は対象外となる場合がありますので、ご了承ください。



経費区分①～⑦について、補助の対象とならない経費例をまとめております

補助対象として認められない経費の一例

対象外	①建設改修設計・工事・監理費 ・ イノベーション拠点整備に直接的に関係のない工事に係る経費（例：防火設備や避難設備の設置費用、拠点の清掃委託や警備委託に係る費用等） ・ 一般的な市場価格に対して著しく高額なもの ・ 建築確認手数料（公納金）
	②機械装置・システム購入費 ・ 一般的な市場価格に対して著しく高額なもの ・ ディープテック・スタートアップの支援ニーズに即したイノベーション拠点施設として設置・導入するのにそぐわない機器・設備に係る費用
	③什器備品費 ・ 日常業務に必要な事務用消耗品や日用消耗品 ・ 電話代、インターネット利用料、郵送費などの通信費 ・ イノベーション拠点整備に関連する保険の加入費用及び保険金 ・ プラットフォーム機能形成を図る上で実施するイベントやプログラムに際して関係しない備品に係る費用
	④建物・施設取得費 ・ 不動産の購入及び土地の造成に係る経費
	⑤委託・外注費 ・ 拠点施設の建築や設備の設計・デザインに係る外注費用（設計外注費については①に計上してください） ・ 補助事業者における直接雇用に係る職員等の直接人件費 ・ プラットフォーム機能形成に資する目的とは関係のない委託・外注に係る費用 ・ 切手・はがきの購入費用 ・ イベント参加者等に宣伝する際に配布するグッズや記念品等の制作物の作成費用 ・ 広告効果のない協賛金 ・ システム構築に関する費用 ・ イノベーション拠点に関係しない広報に関する費用
	⑥交通連絡費 ・ 本補助事業と関連のない他の業務との出張も兼ねて施設往訪を行った場合の往訪に係る費用
	⑦専門家報酬 ・ イノベーション拠点整備及びその後の運営に向けて、関係性が認められないレビュー内容に係る専門家報酬 ・ 補助事業者の企業運営等に関する外部専門家相談報酬

その他、補助対象とならない経費例をまとめております

補助対象として認められない経費の一例

#	補助対象外経費の例
ア	補助金を受ける者の直接雇用に係る職員等の直接人件費
イ	契約書、支払証拠書類、その他必要な帳票類が不備の経費
ウ	補助事業に関係のない物品の購入、業務委託等
エ	国・都道府県・区市町村等から補助金等を受けている場合において、補助対象となる経費を明確に区分できないとき
オ	他の事業と補助事業とに明確に区分できない経費
カ	一般的な市場価格に対して著しく高額な経費
キ	購入時にポイントカード等へ付与されるポイント分
ク	ポイントカード等によるポイント支払分
ケ	購入額の一部又は全額に相当する金額を口座振込や現金により申請者へ払い戻すことで、購入額を減額・無償とすることにより、取引を証明する信憑に記載の金額と実質的に支払われた金額が一致しないもの
コ	他の取引と相殺して支払が行われるもの、他社発行の手形や小切手により支払が行われるもの
サ	公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
シ	公租公課（消費税及び地方消費税額等）

6 応募から交付決定までの流れ

所定の審査を経て採択された事業者については、令和7年10月1日付での交付決定を予定しています

応募から交付決定までの流れ

日程	予定事項	備考
6月5日(木)	募集開始	－
6月5日(木) ～ 7月1日(火)	質問票提出受付期間	問い合わせ先のメールにてご連絡ください
7月1日(火)	プレエントリー	所定の申込フォームより意向表明をお願いします
7月23日(水)	応募書類提出締切	所定の申込先への応募書類の提出をお願いします
7月下旬～8月上旬	応募書類の事務確認、実地調査の実施	応募書類受領後、事務局より対象者へご連絡いたします
8月下旬（予定）	審査委員会	応募書類受領後、事務局より対象者へご連絡いたします
9月上旬（予定）	採択通知	－
9月中旬～下旬（予定）	補助申請	採択通知後、詳細をご案内いたします
10月1日(水)（予定）	交付決定	－

7 応募に必要な書類

応募に必要な書類は「要項別紙_応募に必要な書類及び記載上の留意事項」にてご案内しております

応募に必要な書類（募集要項別紙から抜粋）

No	応募書類	備考
1.	（様式 1） 令和 7 年度ディープレック・イノベーション拠点推進事業事業申込書	指定様式
2.	（様式 2） 事業計画書	指定様式
3.	（様式 2） _別紙 1 事業企画提案書	任意様式
4.	（様式 2） _別紙 2 見積りや積算の内訳がわかる資料	任意様式
5.	（様式 3） 宣誓・誓約書	指定様式
6.	（様式 4） 事前着手届	指定様式

※ 1 「直近 2 事業年度の決算報告書」について、2 事業年度分の決算期を迎えていない場合は、資本金の額や設立時の資本金状況を記載した書面等の財務状況を確認できる代替書類をご提出ください。

※ 2 応募時点において設計・施工スケジュールの関係で当該書類の提出ができないことにつき、正当な理由がある場合は、取得後速やかにご提出いただきます。なお、整備後における検査済証等の取得が補助期間終了後の場合にも速やかにご提出いただきます。

※ 3 賃貸借契約が未締結の場合は、原則として交付決定（10月1日(水)予定）までに賃貸物件の申込が必要となります。

No	添付書類	備考	自社所有物件の場合	賃貸物件の場合
7.	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	発行後 3 ヶ月以内のもの	要提出	要提出
8.	直近 2 事業年度の決算報告書 ※ 1 （損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書）	—	要提出	要提出
9.	建築確認通知書の写し ※ 2 （確認済証、検査済証、適合通知書、等）	—	要提出	要提出
10.	建物登記簿謄本（全部事項証明書）	発行後 3 ヶ月以内のもの	要提出	—
11.	改修承諾書	指定様式	—	要提出
12.	賃貸借契約書の写し ※ 3	任意様式	—	要提出

提案内容は「（様式２）事業計画書」及び「（様式２）_別紙１ 事業企画提案書」にて記載をお願いいたします

事業企画提案書の記載内容

No	記載項目	記載内容の概要
1.	事業者概要	会社概要等を記載してください。
2.	イノベーション拠点概要	概要情報として下記事項を記載してください。 ・ 拠点概要 ・ 拠点のコンセプト ・ 想定する拠点の利用者・ステークホルダー像 ・ オープン時期（運営開始時期）等 概要情報の他、<u>本事業により目指す拠点の姿</u>や、<u>想定する拠点の利用者に対する提供価値</u>、<u>本事業を活用することの狙い</u>についても記載してください。
3.	拠点整備計画	整備拠点として特化するディープテック領域のスタートアップやエコシステムが抱える現状の課題に対して、<u>拠点を整備することで、どういった裨益をもたらし得るのか具体的かつ実現性の観点を踏まえて提案</u>してください。なお、対象領域において国内に既に類似の拠点が存在する場合、<u>本事業で整備する拠点の優位性・棲み分けポイント</u>についても記述してください。 整備を予定している拠点の概要が読み取れるよう、下記事項について記載してください。 ・ 拠点の諸室 ・ 設備の構成 ・ 対象とするディープテック領域に特化した居室機能 / 設備 / 支援機能 ・ 前述する特化した機能に対して想定する利用者像 ・ 拠点に係る利用規程 等

提案内容は「（様式２）事業計画書」及び「（様式２）_別紙１ 事業企画提案書」にて記載をお願いいたします

事業企画提案書の記載内容

No	記載項目	記載内容の概要
4.	プラットフォーム形成計画	支援先拠点として<u>運営イメージが読み取れるように、計画段階で想定している拠点プラットフォームとしての機能・付加価値機能について</u>下記の事項を記載してください。 ・ 運営方法（直営、業務連携の有無等） ・ 運営体制 ・ 支援先拠点を起点とした、対象とするディープテック領域に特化したコミュニティ形成に向けた実施施策及び企画内容 ・ 本事業で整備する拠点がディープテック・スタートアップの支援に関わる多様な主体の結節点として果たす役割 ・ 国内外のイノベーション拠点や全国のプレイヤーを呼び込み・巻き込みながら、オールジャパンでのエコシステムの活性化を促していく観点 等
5.	TIBとの連携	<u>Tokyo Innovation Base（TIB）をはじめとした東京都が実施するスタートアップ支援事業や東京都が抱えるスタートアップ支援における課題への理解</u>を示したうえで、本事業で整備する拠点として、<u>TIBとの具体的な連携施策</u>について記載してください。 <u>TIBとの連携を通じて、スタートアップ及びエコシステムにどういった便益をもたらせ得るのか</u>、その効果についても記載してください。
6.	収支計画	直近の決算年度から事業終了後5年後までの支援先拠点の単体の収支計画を記載してください。 <u>本事業成果として対外的にインパクトを発信</u>できるよう客観的な記載をお願いします。 ・ 例：令和7年3月が決算月の場合、令和6年度から令和13年度までの収支計画を作成してください ・ 収支計画には、売上、費用、利益、成長率（初年度比）を必ず含めてください

提案内容は「（様式２）事業計画書」及び「（様式２）_別紙１ 事業企画提案書」にて記載をお願いいたします

事業企画提案書の記載内容

No	記載項目	記載内容の概要
7.	期待される効果	<u>前述する3～5の提案内容に基づいた機能を備えた拠点が形成されることで創出されるインパクト</u> を記載してください。 その中で、 <u>どういった評価軸・指標から拠点形成によるインパクトを測定していきたいか、その想定や仮説</u> についても記載してください。 なお、上記について可能な限り定量的に記載してください。
8.	事業実施スケジュール	本事業による補助対象期間に係る事業スケジュールを記載してください。可能な範囲で「拠点整備計画」と「プラットフォーム形成計画」、「TIBとの連携」について区分してスケジュールに反映してください。

本事業ならびに募集に係るお問い合わせは事務局メールアドレス宛までお願いいたします

お問い合わせ先

ディープテック・イノベーション拠点推進事業事務局 (デロイトトーマツリスクアドバイザー合同会社)

メールアドレス：deeptech-innovation_base@tohmatu.co.jp

※ご質問へのご回答にはお時間を要する場合がございますので、予めご了承ください。